大田市内に事業所/店舗を有する事業者様へ

おおだプレミアム付商品券発行事業

おおだプレミアム付商品券

参加店舗を募集します！

２月３日（金）までにお申し込みください！

利用期間　　令和５年３月１日（水）～令和５年５月３１日（水）

大田市内で利用できるプレミアム付商品券を販売し、コロナ禍における原油価格高騰を含む物価上昇の影響を受ける市内事業者を支援するとともに市内個人消費を喚起し、地域経済及び地域活力の回復を図ります。

大田市

キャンペーン事務局

（大田市観光協会）

委託

商品券

預け入れ

商品券

販売代金振込

商品券販売所

**キャンペーン参加店舗**

**（市内対象店舗）**

購入

（１冊5,000円）

入金

換金請求

商品券販売

（１冊7,000円分）

商品・サービス

商品券利用

**１冊あたり**

**2,000円お得！**

商品券購入者

換金窓口

（金融機関）

換金資金

【実施主体】大田市（産業企画課）

【お問い合わせ先（受託事業者）】

おおだプレミアム付商品券キャンペーン事務局

（一般社団法人大田市観光協会内）

TEL　0854-88-9950　　FAX　0854-88-9960

「おおだプレミアム付商品券」参加店舗　募集要項

１．商品券の概要

（１）販売総額（予算の範囲内）

7,000万円（7,000円×10,000冊）

（２）商品券の販売額

①1冊（500円×14枚）7,000円分を5,000円で販売します。

　※14枚7,000円の内訳は、共通券6枚3,000円+地元券8枚4,000円

　※共通券…市内全参加店舗で利用できる商品券

　※地元券…大田市に本店（本社）がある参加店舗で利用できる商品券

②1回あたりの購入冊数は4冊まで。ただし、購入回数の制限はなし。

（３）販売期間・利用期間

販売期間：令和5年2月22日（水）～5月15日（月）※売り切れ次第終了

　　利用期間：令和5年3月1日（水）～5月31日（水）

（４）併用可否

他商品券、クーポンとの併用可

（５）商品券の取扱い

①参加店舗が提供する商品、サービスに使えます。

　（飲食費、宿泊費、商品等購入費など）

　（共通券と地元券で利用できるお店が異なりますので、ご注意ください。）

②ただし、次のものは商品券の利用の対象外です。

・有価証券及び金融商品、電子マネーの購入

・不動産、車等資産性の高い商品の購入

・金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他換金性

の高い物の購入

・当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第２条に規定する当せん金付証

票の購入

・税金、保険料及び電気・水道・下水道・ガス・電話料金・市指定ごみ袋の支払

・医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）

・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第２条第１項第３号に規定する製造

たばこの購入

・事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入

・店舗、施設等が独自に発行する商品券の購入（年間パスポート、回数券等）

・特定の宗教・政治団体に関する取引

・換金及び金融機関への預け入れ

・公序良俗に反する取引

・その他不適切と認められる取引

③1会計あたりの利用限度額は、30,000円分（60枚）までです。

④商品券の額面以下の利用の場合、おつりはでません。

⑤不足分は現金、電子マネー等で受け取ってください。

⑥利用期間外に商品券は利用できません。受け取らないでください。利用期間前後には商品券を受け取らないようご注意ください。

⑦返品の際の返金はできません。

⑧商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造に対して発行者は責を負いません。

⑨自ら商品券を購入し、商品の販売またはサービスの提供なく、商品券の換金を行うなどの不正行為は禁止です。

⑩共通券のみの取り扱いとなる参加店舗（市外に本社がある店舗）は、地元券を受け取らないでください。万が一、誤って受け取った場合は、換金ができず、参加店舗の負担となります。

**※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる商品券の利用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否等の処分を行う場合があります。**

（６）商品券販売所（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売所 | 所在地 | 電話番号 |
| 大田商工会議所 | 大田町大田イ309-2 | 0854-82-0765 |
| 銀の道商工会　　　　温泉津本所 | 温泉津町小浜イ308-6 | 0855-65-1110 |
| 〃　仁摩経営支援センター | 仁摩町仁万837-1 | 0854-88-2513 |
| 島根中央信用金庫　　大田営業部 | 大田町大田イ660-1 | 0854-82-0740 |
| 〃　　　　　　　久手支店 | 久手町波根西1987-1 | 0854-82-8724 |
| 〃　　　　　　　仁摩支店 | 仁摩町仁万827-4 | 0854-88-2405 |
| 大森観光案内所 | 大森町イ824-3 | 0854-88-9950（観光協会仁摩本部） |
| JR大田市駅観光案内所 | 大田町大田イ664-1 | 0854-84-5430 |
| 温泉津観光案内所 ゆう・ゆう館 | 温泉津町温泉津イ791-4 | 0855-65-2065 |
| 道の駅ごいせ仁摩（物販コーナー） | 仁摩町大国42-1 | 0854-88-9001 |

※令和5年1月12日現在の情報です。販売所が追加、変更となる場合があります。

　最新情報は大田市観光サイト内に作成する特設サイト、または市ホームページからご確認ください。

（７）商品券デザイン（イメージ）

地元券（市内に本店（本社）がある店舗で利用可能）（）

共通券（市内全参加店舗で利用可能）



**見本**

**見本**

（８）広報関係

　　大田市観光サイト（<https://www.ginzan-wm.jp/>）に特設ページを作成し、商品券

参加店舗を紹介するほか、SNS、新聞折込などで広報を行います。

また参加店舗においては、事務局から送付するステッカー、三角POP、ポスター等

（スターターキットに同封）を利用者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してく

ださい。

２．商品券参加店舗の申込資格

大田市内に事業所／店舗を有する事業者が対象です。

　※市内に本店（本社）があるかないかによって取扱いできる商品券が異なります。※「共通券」、「地元券」の利用可能店舗については以下のとおりとしますので、対象

となる券面の種類について確認してください。

（１）券面の種類

　［共通券］

　　大田市内のすべての店舗、施設等で利用可能。

　［地元券］

　　本店（本社）が大田市内にある店舗、施設等で利用可能。

　　※大手チェーン店などフランチャイズ契約によって事業を行っている店舗（フランチャイジー）で、大田市内に本店又は本拠を置く事業者である場合、「地元券」の利用対象店舗とする。

　　○利用イメージ



利用可

利用可

共通券

地元券

利用不可

利用可

本店（本社）が**市外**

本店（本社）が**市内**

（２）対象外店舗

以下に規定する事業所は対象外とします。

　　　①法人税法（昭和40年法律第34号）別表１に規定する公共法人

　②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第２条第５項に定める「性風俗関連特殊営業」、及び当該営業に係る「接客業

務受託営業」を営む者

　③政治団体

④宗教上の組織若しくは団体

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第２条第２号に規定する者、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持

もしくは運営に協力し関与する者

⑥公序良俗に反する取引及びその他不適切と認められる取引の提供を行うと

判断される者

３．申込方法

以下の書類を郵送、持参又はファックス、メールによりお申し込みください。

　　　①おおだプレミアム付商品券参加店舗申込書…様式１

　　　②通帳コピー（入金先の口座名義及び口座番号がわかるページ）

※複数の店舗がある場合は、店舗ごとの申込みが必要です。

|  |
| --- |
| 【お申し込み先】  　おおだプレミアム付商品券キャンペーン事務局（一般社団法人大田市観光協会内）  〒699-2303　島根県大田市仁摩町大国42-1  電話　0854-88-9950　　FAX　0854-88-9960  メール　ohdakankou＠shimanet.jp  受付時間：8:30～17:00（平日のみ） |

４．申込期限

**令和５年２月３日（金）まで**

※申込期限以降も、随時申込は可能ですが、３月１日（水）に商品券利用の開始が

できない場合があります。また申込時期によっては、広報物に店舗名を掲載で

きない場合があります。

※郵送の場合、当日消印有効です。

※持参いただく場合は、必ず受付時間内の持参をお願いします。

５．商品券の換金

申込書に記載の通帳をお持ちの金融機関での換金手続きをお願いします。

ただし、下記の金融機関に口座をお持ちでない場合でもお申し込みいただけます。

その場合は、下記のいずれかの金融機関窓口にて換金手続きを行ってください。

換金手続き後、原則として3営業日以内に入金されます。

※換金期間は、令和5年3月1日（水）～**令和5年6月15日（木）午後3時まで**

です。換金期間を過ぎると商品券の換金はできませんのでご注意ください。

※共通券のみの取り扱いとなる参加店舗（市外に本社がある店舗）は、地元券を換金することはできません。

※場合によっては4営業日以降の入金となることがあります。

※換金手数料は無料です。

取扱い金融機関（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 市内支店名 |
| 山陰合同銀行 | 大田支店、温泉津出張所、大森出張所 |
| 島根中央信用金庫 | 大田営業部、久手支店、仁摩支店 |
| 島根銀行 | 大田支店 |
| JAしまね | 大田北支店、大田中央支店、大田東支店、三瓶店、高山店、  温泉津支店、仁摩支店 |

※上記の取扱い金融機関は予定です。変更となる場合があります。

（換金時のお願い）

　　換金業務を円滑に行うため、下記の項目について、ご協力をお願いいたします。

・商品券を台紙から切り離してお持ちください。

・必ず商品券表面「店舗名等記入欄」に記載の上、お持ちください。（ゴム印等可）

・枚数が多い場合は、50枚単位で輪ゴムでくくってください。

・糊やホッチキス等でとめないでください。

・「共通券」「地元券」の2種類の券種を取り扱いされる場合は、それぞれ券種

ごとに分けてお持ちください。その際、入金票兼換金申込書に記載する枚数

および金額はまとめて記入していただいて結構です。（入金票兼換金申込書は、

事務局よりスターターキット送付時に同封し、参加店舗へ配布します。）

・店舗で取り扱いできる券種を確認した上でお持ちください。

　　（共通券のみの取り扱いとなる参加店舗が「地元券」を持込された場合、換金

　　 はできませんのでご注意ください。）

・上記の他、金融機関で枚数確認を行いやすいよう工夫して持込いただくよう

ご協力をお願いします。

　　・持参枚数によっては、換金に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって

　　　お越しください。

６．参加店舗の責務（誓約事項）

参加店舗は次に掲げる事項を遵守してください。

①商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。

②商品券の再販・再流通を致しません。

③商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。

④商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。

⑤商品券の有効期間中は参加店舗として事業に参加し、やむを得ない場合を除き

途中辞退は致しません。

⑥商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰する

と認められる場合、自ら解決に努めます。

⑦商品券の取扱に関してキャンペーン事務局からの改善要請等があった場合には、

それに従います。

⑧店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（ホームページ掲載等）について同意

します。

⑨登録する店舗は、おおだプレミアム付商品券発行事業実施要領第８条第５項各

号に定める対象外店舗に該当しません。

⑩基本的な感染対策を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めます。

７．参加店舗向け事業説明会

　下記の日程で、参加店舗への申込を検討している方向けの事業説明会を実施します。

説明会では、事業の説明を行い、その後、質問を受け付けます。

　・開催日：令和５年１月２４日（火）、２５日（水）

　・時　間：①１０：３０～

②１４：００～

※両日とも同時間での開催です。（計４回）

※各回1時間程度の予定です。進捗により終了時間は前後します。

　・場　所：大田市民会館　中ホール

　・予　約：予約不要です。

※説明会の参加は必須ではありません。説明会に参加いただかなくても、

お申し込みいただけます。

※説明会に参加される際は、本書をご持参ください。